

2025 年 6 月 25 日

金融審議会
会長 神作 裕之 殿

金融担当大臣 加藤 勝信

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり
諮問する。

記

○ 企業情報の開示のあり方に関する検討

スタートアップ等の資金調達ニーズの高まり、非財務情報の開示の拡充等、情報開示を巡る環境変化を踏まえ、投資判断に資する企業情報の開示のあり方やその実現に向けた環境整備について幅広く検討を行うこと。